### 第1 被告プログラムの説明に関する主張

1 被告プログラムはウェブサイト機能と電話機能を連携させるプログラムである。例えばユーザが携帯端末を用いてウェブサイトにアクセスし、当該サイト上の「電話をする」というボタンを選択すると、被告プログラムによってユーザの情報(参照中のURL・参照中の商品ID等)が収集され、それとともに、専用の電話番号(下記模式図の「お客様専用電話番号」のこと。)(以下「架電番号」という。)がユーザの携帯端末の画面上に表示される。この架電番号にユーザが架電すると、収集されたユーザの情報(参照中のURL・参照中の商品ID等)が架電先のオペレーターに送信され、オペレーターは、当該ユーザ情報を参照しながら、個々のユーザのニーズにより適合したサービスを提供することができる(甲4・3頁目)。



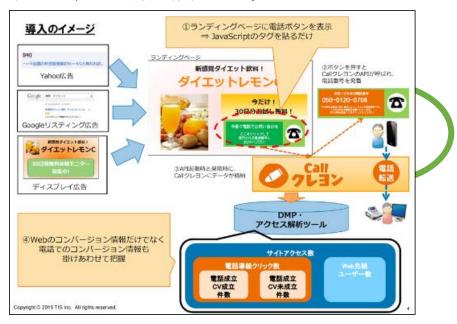
上記のとおり被告プログラムではユーザの各端末に架電番号を表示させるが,表示可能な電話番号の総数に限りがあるため,同じ電話番号を他のユーザや商品に再利用できるように設計されている(以下「再利用機能」という。)。被告プログラムに再利用機能が実装されていることは,同プログラムについて説

明した、被告作成名義の文書(甲5・4頁目)に、

「\*今回のお問合せ用に発行したワンタイムの電話番号です。10分以内にお電話を お願い致します。それ以降は再度ここをクリックしてください。」

(原告注:10分後にクリックすると別の電話番号が表示される。)

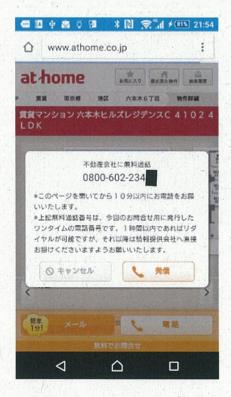
と記載されているとおりである(下記の緑丸部分を参照)。本訴訟で特許侵害を問題とするのは、この再利用機能である。



- 2 被告プログラムを使用してサービスを提供しているアットホームの本件不動産サイト(甲6)を例として参照しながら、被告プログラムが再利用機能を用いている点について、更に説明する(甲7)。
  - (1) アットホームは、同社の運営するウェブサイトで、ユーザに不動産賃貸情報を提供している。ユーザが希望する物件を選択し、当該物件の問合せのために表示された専用電話番号に架電すると、当該物件を管理する不動産業者に直接通話が繋がるようになっている。
  - (2) 当該ウェブサイトの指示に従いユーザが特定の不動産物件の詳細情報を選択すると、以下の画像が表示される。



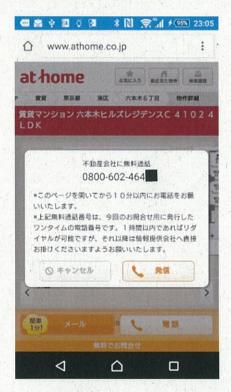
前記画像中の下段・右側の「電話」ボタンをユーザが選択すると、次の画面に遷移する。



上記画像では、「0800-602-234 (以下省略)」という架電番号 75

が表示され、それとともに「このページを開いてから10分以内にお電話を お願いいたします。」「上記無料通話番号は、今回のお問合せ用に発行した ワンタイムの電話番号です。」と表示される。

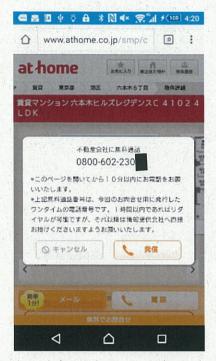
(3) 上記画像の表示から10分以上経過してから、同一携帯端末で、同一の不動産物件について架電番号を表示すると、以下のとおり、「0800-602-234(以下省略)」ではなく、「0800-602-464(以下省略)」という別の架電番号が表示される。



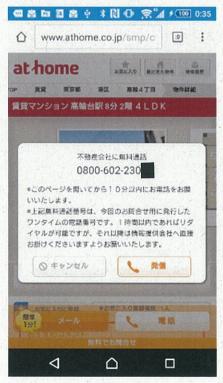
このように、一定時間を経過すると、同じ架電番号はウェブページに表示されない。また、この時点で当該架電番号に架電しても電話は繋がらず、接続先が無い旨の自動音声案内が流れる。

(4) かかる繋がらなくなった架電番号は、別のユーザ端末や商品に対応した電話番号として再利用される。

例えば、ユーザ端末において特定の不動産情報(六本木ヒルズレジデンス C41024LDK)について電話番号を表示させると、次のとおり、 「0800-602-230(以下省略)」という番号が表示される。



上記表示から10分以上経過すると,前記(3)のとおり,当該物件の架電番号として「0800-602-230(以下省略)」という番号は表示されなくなるが,異なる不動産情報(賃貸マンション 高輪台駅 8分 4 L DK)について架電番号を表示させると,同じ電話番号(0800-602-230(以下省略))が表示される。



### 第2 被告プログラムの構成に関する主張

### 1 構成要件①及び②

本件特許発明において「識別情報」とは、架電先に関連づけられることによりその架電先を識別する情報であり、架電番号は「識別情報」に該当する(甲第2号証【0019】参照)。その他、被告プログラムが構成要件①及び②の技術事項を充足することは自明である。

#### 2 構成要件③

アットホームのウェブサイトでは、ある不動産物件について表示された架電番号は10分を経過すると、当該物件に関する架電番号としてはウェブサイトに表示されなくなる(甲7)。

このように、被告プログラムでは、ある架電先(特定の不動産業者)に接続される状態にある架電番号が、顧客企業(アットホーム)の運営するウェブページを構成するウェブサーバに送信されて同ウェブページ上に表示できる状態から、表示できない状態に変化する(甲2【0020】参照)。

したがって、被告プログラムは構成要件③を充足する。

#### 3 構成要件(4)

アットホームのウェブサイトでは、ある不動産物件について表示されなくなった架電番号は、他の不動産物件に関する架電番号として再表示される(甲7)。

再表示されるためには、当該架電番号は、他の不動産物件の不動産業者と通 話可能(甲第2号証【0020】参照)とされるはずであるから、被告プログ ラムは構成要件④を充足する。

#### 4 構成要件⑤

既述のとおり、アットホームのウェブサイトでは、ある不動産物件について 表示されなくなった架電番号は、同社の運営するウェブページを構成するウェ ブサーバに送信されて、同ウェブページ上で他の不動産物件の不動産業者と通 話可能な架電番号の状態として再表示される(甲第7号証)。

したがって、被告プログラムは構成要件⑤を充足する。

#### 5 構成要件⑥

既述のとおり、アットホームのウェブサイトでは、ある不動産物件について表示された架電番号は10分を経過すると、当該物件に関する架電番号としてはウェブページに表示されなくなる(甲第7号証)。

このように被告プログラムでは、ある架電先(不動産業者)に接続される状態にある架電番号が、顧客企業(アットホーム)の運営するウェブページ上に表示できる状態から表示できない状態に変化するステップは、表示されてから10分が満了した場合に実行される。

したがって、被告プログラムは構成要件⑥を充足する。

#### 6 構成要件⑦

被告プログラムが構成要件⑦を充足することは自明である。

(以 上)

#### 1 特許第5411290号(乙18)

ページ提供部と.

# 請求項1

1 A ユーザの操作によってユーザ端末からウェブページの閲覧要求を受信した場合に、当該ユーザ端末にウェブページを送信するウェブ

1 B 前記ウェブページに記述された選択肢のうち、電話による連絡の選択肢を前記ユーザが選択した場合に、前記ユーザ端末から連絡を要求する旨の情報を受信する連絡受付部と、

### 本件不動産サイト

アットホームの画面では、電話による連絡を選択することが可能である (Z36画面2-2)。

- 1 C 前記連絡を要求する旨の情報を受信した場合に、少なくとも前記ユーザが閲覧したウェブページの情報を前記ユーザのアクセス情報とする連絡情報生成部と、
- 1 D 前記アクセス情報に対応する 連絡用電話番号を発行する連絡番号 発行部と,

1 E 前記ユーザの入力操作によって特定される電話番号に基づいて前記ユーザの電話機に発呼し、前記連

乙36・12頁のログに示すとおり、ユーザの電話機から架電番号(A-Leg着信電話番号)宛てに

絡用電話番号を発信者番号として通知する、又は前記ユーザの電話機から前記連絡用電話番号宛てに発信された呼を受ける第一通話制御部と、

発信された呼と、架電先番号(B-Leg着信電話番号)宛てに発信された呼とが接続される。

- 1 F 前記アクセス情報に対応する 連絡先の電話機に発呼する第二通話 制御部と,
- 1G 前記ユーザの電話機の呼と前 記連絡先の電話機の呼とを接続する 接続制御部と,

1 H ネットワークを介して前記連絡先に設けられた端末へ前記アクセス情報を送信するアクセス情報提供部と,

を備え,

アットホームでは、通話状態(A – Legの呼とB – Legの呼が接続された状態)となった後、不動産店舗が応答する前に通話が終了した場合、不動産店舗に対し、電話問合せがあったことを通知するメールが送信される。

1 I 前記連絡番号発行部が,前記 ユーザの電話機と前記第一通話制御 部との呼で用いる前記連絡用電話番 号と異なる連絡用電話番号を当該ア クセス情報と対応付けて連絡先用に 発行し,

前記第二通話制御部が、前記連絡先用に発行された前記連絡用電話番号

架電番号 (A-Leg着信電話番号) と異なる電話番号 (B-Leg発信元電話番号) が、発信者番号として不動産店舗の電話機へ通知される(乙36・12頁)。

を発信者番号として前記連絡先の電	
話機へ通知する	
1J アクセス管理システム。	

## 2 特許第5719409号(乙19)

# 請求項1

2 A ユーザの操作によってユーザ端末からウェブページの閲覧要求を受信した場合に、当該ユーザ端末にウェブページを送信するウェブページ提供部と、

前記ウェブページに記述された選択 肢のうち、電話による連絡の選択肢 を前記ユーザが選択した場合に、前 記ユーザ端末から連絡を要求する旨 の情報を受信する連絡受付部と、

2 B 前記連絡を要求する旨の情報 を受信した場合に、少なくとも前記 ユーザが閲覧したウェブページの情報を前記ユーザのアクセス情報と し、前記連絡を要求する旨の情報と 対応する通話後の処理を示すパラメ ータを通話後パラメータとする連絡 情報生成部と、

#### アットホーム

アットホームの画面では、電話による連絡を選択することが可能である(Z36画面2-2)。

アットホームでは、通話状態(AーLegの呼とBーLegの呼が接続された状態)となった後、不動産店舗が応答する前に通話が終了した場合、ユーザの携帯電話に、不動産店舗から折り返しの電話がされる可能性があることを通知するメッセージ(SMS)が送信される。

2 C 前記アクセス情報に対応する 連絡用電話番号を発行する連絡番号 発行部と、 2 D 前記ユーザの入力操作によって特定される電話番号に基づいて前記ユーザの電話機に発呼し、前記連絡用電話番号を発信者番号として通知する、又は前記ユーザの電話機から前記連絡用電話番号宛てに発信された呼を受ける第一通話制御部と、

乙36・12頁のログに示すとおり、ユーザの電話機から架電番号 (A-Leg着信電話番号) 宛てに発信された呼を受けることが行われる。

2 E 前記アクセス情報に対応する 連絡先の電話機に対して発呼し,前 記第一通話制御部が前記ユーザの電 話機との呼で用いた連絡用電話番号 又は前記第一通話制御部が前記ユー ザの電話機との呼で用いた連絡用電 話番号とは別の前記連絡用電話番号 を発信者番号として通知する第二通 話制御部と, 架電番号 (A-Leg着信電話番号)と異なる電話番号 (B-Leg発信元電話番号)が、発信者番号として不動産店舗の電話機へ通知される(乙36・12頁)。

2 F 前記ユーザ端末との呼を介し

ユーザの電話機から架電番号 (A-

て第一通話制御部で受信した連絡用電話番号宛ての音声データを第二通話制御部から連絡先の電話機へ送信し、連絡先の電話機との呼を介して第二通話制御部で受信した前記連絡用電話番号宛ての音声データを第一通話制御部からユーザ端末へ送信することで、前記ユーザの電話機の呼とを接続制御部と、

Leg着信電話番号) 宛てに発信された呼と、架電先番号(B-Leg 着信電話番号) 宛てに発信された呼 とが接続される(乙36・12 頁)。

2G ネットワークを介して前記連絡先に設けられた端末へ前記アクセス情報を送信するアクセス情報提供部と,

アットホームでは、通話状態(A - Legの呼とB-Legの呼が接続された状態)となった後、不動産店舗が応答する前に通話が終了した場合、不動産店舗に対して、電話問合せがあったことを通知するメールが送信される。

2 H 通話終了の通知を受けた場合 に,前記通話後パラメータに基づい て前記通話後の処理を行う通話後処 理部と,

アットホームでは、通話状態(A - Legの呼とB-Legの呼が接続された状態)となった後、不動産店舗が応答する前に通話が終了した場合、ユーザの携帯電話に、不動産店舗から折り返しの電話がされる可能性があることを通知するメッセージ(SMS)が送信される。

2 I	を備えたアクセス管理システ	
ム。		

(以 上)